ファミリーホーム通信

日本財団への
　　インタビュー

都道府県社会的
　養育推進計画

児童養護施設等
体制強化事業とＦＨ

運営会議報告

ＦＨ役員選出規定

令和２年度
　　要望書

子育ての
村ができた！

2020年10月
発行　一般社団法人　日本ファミリーホーム協議会
編集　日本ファミリーホーム協議会事務局
連絡先　TEL　078-219-8577
メール　wanzuhausu@yahoo.co.jp

コロナ禍で子どもたちに向かい合う会員の皆様へ

日本 FH 協議会会長　北川　聡子

コロナ禍で不自由な中、連日子どもたちに安心と安全に心を配りつつ、養育に奮闘されている会員の皆様に敬意を表します。教育面ではいつ学校が再開できるのか、不安になる子どもたちを支え、またどこにも行けない、大勢の仲間と遊びや学び、行動もできないという、できないだらけの社会の一時でした。ある退所児童は職を失い、住処を追われるようなこともあり、児童福祉の弱点も見えてきました。でも今、少しずつ広がりが出てきて、明かりがさしつつあるようです。そのような困難な時、厚労省を始め、家庭養育や施設、社会的養育の支援を進めている様々な組織・団体の方々から弱い子どもたちへの支援の声が上がってきています。そんな声に私たちも応えていこうと思います。協議会では、集えない中、オンラインで会議を定例で、月１回（毎月１日）、その他各委員会でもオンラインや必要なら小人数での会合も持っています。行政の会合、民間団体での会議もそれぞれ参加しています。会員の皆様には日本財団様からの iPad などの寄付によって、オンライン交流も可能になってくるでしょう。各ブロックやブロックを超えての交流もできることで、それぞれの FH の個性も知ることができると思います。新しいライフパターンに早く慣れて繋がりを広げていければ。と思います。

令和３年度に向けて、厚労省では社会的養護事業の充実を図るための「概算要求」を財務省に提出しました。これから議論を重ね、来年４月過ぎの国会での法律の審議で骨格が示されてきます。FH には大きな進歩の内容が示されているようです。私たちもどのような方策が FH に適当なのか、議論を積み上げて厚労省と話し合っていく予定です。

これからコロナ禍がどのくらい続くのかは不明ですが、早期に収束されることを期待して、皆様のより一層のご努力をお願いします。

子育ての村ができた！ご存じ？（北川会長の本）

北川会長は札幌市で「むぎのこ」という施設（FH も含む）を運営していますが、すでに３７年がたっています。大学を卒業し、若い頃、まだ諸制度がなかった頃から手探りで障がいのある子どもたちに関わり、またその子たちの親御さんたちとも語りあい、支えあいながら生活してきました。そんな苦労や親御さんが持つ悩みなどを紹介しながら、話し言葉でこれまでの経験を語っています。ぜひご一読を！
（福村出版　北川聡子・小野善郎　1800 円）

厚労省に、「要望書」を提出！

９月 28 日（月）北川会長、宮本副会長、若狭書記、小松事務局長が厚労省に「要望書」を提出に行きました。（レター掲載）

今年度からの「子ども家庭局家庭福祉課長」の中野氏を始め、10 名の職員の方が対応して下さいました。

会長から、要望書９項目を１時間にわたって、1つ1つ説明しました。特に１～３の項目に関して、詳しい説明を行い、中野課長からは FH の詳しい部分の質問があり、関心の高さを感じさせていただきました。なお、提出した要望書は以下の通り。

令和２年９月 28 日

厚生労働省　子ども家庭局長殿

一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会
会　長　　北川　聡子

令和二年度ファミリーホーム関係要望書

ファミリーホームが国の制度として法定化してから１２年目を迎えました。

児童福祉法の改正、新しい社会的養育ビジョンが出され、市町村・都道府県における家庭養育支援体制の整備も始まってきています。家庭と同様の養育環境として里親と同じくファミリーホームも家庭養護として、社会的養護の必要な子ども養育に体制大切な役割を果たしています。

この間、全国で 372 カ所、1548 人余り(平成 31 年３月)の社会的養護の必要な子どもたちがファミリーホームで暮らしています。ファミリーホームで暮らす子どもにとって、今後さらに更に質の高い家庭養育の提供ができるように環境を整える必要があります。ファミリーホーム継続の為の環境整備など更なる制度改善が求められています。つきましては、令和三年度予算案編成に際し、以下の通り要望いたします。

【要望事項】

１．小規模な養育環境の実現ー子ども４人の措置であっても、運営できるようにしていただきたい

ファミリーホームは、現在様々な役割、多様な機能を果たしています。乳児に特化したファミリーホーム、一時保護を中心としたファミリーホーム、措置児のほかに一時保護の受け入れを行っているファミリーホーム、施設で不適応の子どもを受け入れているファミリーホームなどです。

定員は、5～6 人となっていますが、児童養護施設が 36.7%に比べても障がい児に該当する子どもが 46.5%となっており、高齢児の措置も多くあり、養育が難しい子どもが措置される傾向にあります。養育の難しい子どもも含めて子ども６人の場合、養育者の負担が大変大きくなり、補助者の増員をしなければならないため経営的にも赤字で運営しているファミリーホームもあります。つきましては、家庭養育という点も鑑み、養育困難な子ども（障がい児・被虐待児・課題を抱える高齢児等）が措置された場合、措置児が４名でも、運営が成り立つようにしていただきたい。また、子どもが5,6人委託される場合は、その分の事務費保護単価の上乗せしていただきたい。

２．子ども達の養育充実のための事務費保護単価改定について

今年度より同じ家庭養育である里親手当が改定され増額となっています。地域小規模児童養護施設との成り立ちは違いますが、ファミリーホームと比較して事務費の保護単価は、10 万円以上高くなっています。子どもへの手厚い養育のためには、補助者の役割は重要です。しかし、今のファミリーホームの事務費保護単価では安定的な雇用の確保が困難な状況です。補助者は子どもの状況によって２人から３人が多く、5、6 人のところもあります。子どもの実態に合わせて補助者を増やすことで赤字になっているホームもあり、子どもの育ちを保障し、安定的な運営のためにファミリーホームの事務費保護単価の改定を要望します。

３．障がい児等ケアニーズの高い子どもの受入れ加算について

ファミリーホームの障がいのある子どもに対して、ホームヘルパー利用が可能となっていることに感謝します。しかし、ファミリーホームには、様々な障がいをもった子どもが委託されています。特に重い障がいのある子どもの場合、登下校や通院、リクリエーションなど子どもの移動に必ず大人の付添が必要となり、さらには、常に大人の見守りが必要な子どもが委託されているケースもあります。措置費の面からみると、ファミリーホームの人員配置は、常勤１＋非常勤２が基準となっており、重度の障がい児の場合には、いわゆる加配に相当する人の手配が必要となります。つきましては、障がいがある委託児童が増加している現状、またケアニーズの高い子どもが委託されていることを踏まえ、また他の子どもに対しても手厚い養育を行っていけるよう、障がい児等の受入れ加算を新設いただくようお願い致します。

４．家庭養護としてのファミリーホームの在り方のために

１）里親家庭と同じくファミリーホームも里親支援機関の対象としていただきたい

ファミリーホームは、開設に際して４つの要件があり専門性が高い里親等が養育しています。また里親のレスパイトもファミリーホームに依頼されることがあります。ファミリーホームは、一戸単体であるのではなく、社会とのつながりの中で子どもを養育する必要があります。子どもへのケアを協働で行わなければなりません。つきましては、ファミリーホームも里親支援機関の対象として頂きますようお願い致します。それに伴い、里親も含めた家庭的養育の中でファミリーホームの位置づけも明確にしていただきたい。

２）ファミリーホームの子どもが保育所（２号・３号認定）の利用可能にしていただきたい

ファミリーホームに委託されている子どもの中には、様々な要因から、衝動性が強く落ち着いて椅子にすわっていられない、集団での指示が通りにくい、コミュニケーションが難しい、知的に遅れがみられるなどの非定型発達の子どもも多い現状です。このような子どもの養育にあたっては、0.1.2 歳児から適切な養育が必要です。そのような子どもに対してファミリーホームだけではなく、日中、保育所と連携しながら養育することが大切です。こうした養育上の観点を踏まえて保育所利用が可能となるようお願い致します。

3）家庭養護であるファミリーホームに、特別児童扶養手当を支給していただきたい
　ファミリーホームの障がいのある子どもに対しては、手厚い養育が必要となります。特別児童扶養手当は、「精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給する」となっています。近年では、精神障害の子どもも措置されるようになり、たとえば居室の壁に落書きをしたり、穴を開けたり、ドアを壊すなど大変な状況で養育されているホームもあります。また登下校に車で送迎したり、通院など、1 対 1 では難しいため 2 対 1 や 3 対 1 などの状況で対応している子どももいます。子どもの自室やホームで起きた破壊に対しては、保険の適用外になるケースが殆どで、運営的にも厳しい状況があります。つきましては、障がいをもつ委託児童が増加している現状を踏まえ、手厚い養育が行っていけるよう、特別児童扶養手当を支給していただきますようお願い致します。

4）ファミリーホーム養育者への支援・レスパイトについて
　ファミリーホームは施設とは異なり、ごく普通の家庭であるが故、冠婚葬祭などで夫婦が泊りがけで家を空けなければならない状況も当然出てきます。また、委託児童には様々な障害や課題を持つ子どもが増えてきており、そうした子どもと 1 年 365 日 24 時間を共に暮らす家庭養護の生活では、煮詰まり感と離れてメンタルヘルスを保つことも重要です。ファミリーホームでも里親家庭のようなレスパイト・ショートステイの仕組みを創り、児童養護施設がファミリーホームの養育者の不在時に宿泊要員を派遣している好事例があるように児童養護施設等からの派遣支援制度を創設いただくようお願い致します。

5．高校生の措置費充実について
　高校は義務教育でないということから授業料を含めた学納金、部活動費等、高校生活に伴う諸費用を特別育成費で賄うということになっています。しかし、現在の社会通念上、高校卒業は社会的養護が必要な子どもであっても社会人として自立するうえでも必要不可欠であります。その上、現状の特別育成費では、不足することが多々あります。部活動の費用は、熱心な部ほど高額になっています。高校にほとんどの児童が進学する現在、高校生の措置費は現実に合致するものとなっていません。部活動費など義務教育と同様、実費支弁としていただくようお願い致します。また、入学前に支払わないといけない、制服や入学金等は、特別育成費の対象になっておらず、入学時特別加算費の約 6 万円では足りません。高校に再入学した場合にも、入学金や支度金が必要となりますので措置費の中に入れていただきますようお願いします。

6．措置延長期間は 20 歳の年度末までに
　社会的養護が必要な子どもは何某かのハンデを抱えており、そうした子が経済的にも精神的にも自立するにあたっては、18 歳までの限られた期間では、決して充分とは言えません。そうした子ども達が少しでも自立に向けて成長するためには、措置延長は有効な手段であります。
最近、措置延長は多くの自治体で活用されるようになりましたが、高校以上の進学に際しては自宅通学に限るなど、運用に際し地域格差が顕著に見られます。加えて、措置延長されても最長 20 歳の誕生日前日までとなっており、誕生日によっては 1 年近くも支援がない状況となります。
つきましては、自立支援の充実について以下のことをお願い致します。

1）措置延長の積極的な活用について自治体への指導を徹底するとともに、浪人している子ども等に関しても、より本人の自立支援につながるよう弾力的な運用をしていただきたい。

2）進学に際し、自宅以外の寮、アパート等で生活する場合についても、監護権が行使される場合は、措置延長を認めていただきたい。

3）２０歳を迎えた年度末まで措置延長を認めていただきたい。

7．措置延長終了後の社会的養護自立支援事業で 22 歳までの医療費支給について

児童福祉法という制度上の制約の中で、大学進学者に対して措置延長終了後の支援事業を創設して頂きありがとうございます。この場合は、措置延長終了後になりますので、医療費については国民保険に加入することになりますが、一人世帯で月額 3,450 円（年額 41,400 円）の保険料になります。また、医療費の 3 割患者負担もあり、体調が悪くても病院受診を控える傾向になります。

社会的養護自立支援事業の中で、22 歳の自立まで医療費分の補助をお願いします。

8.ファミリーホームにかかる修繕費の支弁について

近年、様々な障害や課題を持つ委託児童が増えてきており、中には精神的な問題を抱えパニック状態で破壊行為に走る子どももおります。こうした子どもが一旦パニック状態となると、建物内部や建具、家具などが壊れ、日常的な補修修理では追いつかない状態となります。特に、個人事業の場合には建物や家財道具が私有財産であるためこれらの損害は個人負担となっております。
つきましては、これらの破損したものを原状回復する修繕費の新設をお願いいたします。

9.養育補助者の勤務経験を養育者の要件として認めることについて

ファミリーホームの養育者の要件については、施行規則（平成 24 年 3 月 29 日付）において「乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設児童の養育に三年以上従事した者」とされました。しかしながら現在、知事の判断でファミリーホームの養育補助者の職員経験を認めているところは僅かしかありません。ファミリーホームは 6 人までの子どもを家庭で受け入れる大家族でありますから、日々の暮らしを作っていく養育者には、それ相応の経験が必要です。また、子どものパーマネンシ―の保障という観点から、後継者による引継ぎが必要となる場合もあります。これらのことから、ファミリーホームで充分な養育要件を積んだ養育補助者が、ファミリーホームの養育者となれる道を開いていくことが重要です。 つきましては、ファミリーホームの養育補助者を、条件付き（週５回以上勤務、里親資格、保育士等の資格）で養育者の要件を満たす者として位置付けて頂きますようお願い致します。

また、障害児関係の仕事に従事した場合も、ファミリーホームの養育者の要件に入れていただきたい。

FH もフォスタリング機関の支援対象に！

ファミリーホームがフォスタリング機関の支援対象として示されました。

行政にフォスタリング機関が置かれているところはその機関から、民間に置かれているところはその機関から支援を受けられることになります。

また、「自立支援機関」が設置されるようになりますが、この機関の中で退所後の児童のアフターケアの支援員**「自立支援担当支援員」**が配置されることにもなります。

ファミリーホームへの手厚い支援が？

要望書の提出時に、厚労省より令和３年度の「概算要求」（家庭福祉対策関係予算概算要求の概要）が示されました。その中に下記のような拡充予算が記載されていました。

（３）ファミリーホームの業務負担軽減≪新規≫

これによると、FH ではすでに児童養護施設より多くの障がいのある子が措置されている実態があります。このことから、対策として FH の負担軽減（この件に関しては毎年要望書に記載し、要望していました）の必要性を訴えていました。今回、補助者の雇上げによる障害児対応の負担軽減や、乳幼児の対応など「家庭養育」の一層の底上げを図っていくための方策。と考えています。この概算要求は、すでに財務省に提出されています。財務省と厚労省の折衝、そして OK が出れば、厚生労働委員会にかけられて、細部を詰めていきます。そして令和３年４月以降に国会で承認され、最終的な決定がなされます。どのような条件があれば補助基準額年額 408 万円が支給されるのか。ということが決められます。日本 FH 協議会では、現在でも課題を持つ子どもたちの対応に苦慮している養育者の皆さんがおり、対策をお願いしていましたので、この政策を実際の運営に活かすよう、役員会や諸会議で話し合いを重ねたいと思います。会員の皆様の声もお聞きしたいと思いますので、ご意見を事務局長（小松）までお寄せください。いただいたご意見も踏まえ、厚労省と話し合っていきます。事務局長　小松　PC メール　wanzuhausu@yahoo.co.jp まで。

児童養護施設等体制強化事業【拡充】

【令和３年度要求額】１９３億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

１．事業内容

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

（１）児童指導員等となる人材の確保

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（２）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（３）ファミリーホームの業務負担軽減≪新規≫

年々増加している障害児の対応や、今後、家庭養育を推進する中で一層増加が見込まれる乳幼児の対応を行うため、ファミリーホームにおいて補助者等を雇上げ体制を強化し、養育者の負担軽減を図る。

２．実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

３．補助基準額

・児童指導員等となる人材の確保	１人当たり	4,080千円
・夜間業務等の業務負担軽減	１か所当たり	4,080千円
・ファミリーホームの業務負担軽減	１か所当たり	4,080千円

４．補助率

国：１／２、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：１／２
国：１／２、都道府県：１／４、市及び福祉事務所設置町村：１／４（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

日本財団さんに、ファミリーホームに配布された支援物資の iPad やマスクなどのお礼に！
担当者の皆さんへのインタビュー！

北川会長　本日はご多忙中にも関わらず、お迎えいただきありがとうございます。先日来アルコールハンドジェルやマスク、非接触型体温計などを頂戴いたしました。特に iPad など高価なものまで頂きまして、本当に感謝いたしております。また、常日頃より「社会的養護」の活動にご賛同や、ご支援を頂いており、国民の方々にその意義を周知していただく活動にも率先して取り組まれている日本財団さんには、大きな力になっていただいております。今日は、そのご支援に対するお礼と、社会的養護の下で暮らす子ども達に対する思いなどをお聞きしたいと思っています。よろしくお願いします。

宮本副会長　日本 FH 協議会では zoomでの会合や研修を計画していた折ですので、今回の iPad のご寄付は、コロナ禍で集まることが簡単でない現在の FH には大変役に立ちます。

支援から　はや半世紀

高橋さん　日本全体が自粛に入り、どこでもオンラインでの仕事が必要になっていますので、お役に立てていただければ幸いです。

北川会長　財団では学識経験者とともに社会的養護制度の向上に向けて「厚労省」への提言をしていただいたりしています。そんな大きなバックアップが、最近の社会的養護への諸施策が進んできた要因でもあるかと思います。

司会　何年くらい前から、支援をしていたのでしょうか？

高橋さん　家庭養育については、全国里親会の立ち上げの時から支援しているので役 50 年ほど前にもなります。

司会　当時は里親養育というよりは「施設養育」が中心でしたが、家庭養護が大切だというスタンスを持たれたのは？

高橋さん　私の前任の依田さんが里親支援に熱心で、FH 制度ができた頃から FH のリフォームなど支援していました。彼女が病気で亡くなった後、少し社会的養護への支援は下火になっていましたが、私が愛知県の特別養子縁組の新生児委託の話を聞いたことがきっかけで、2013 年に特別養子縁組の普及啓発として「ハッピーゆりかごプロジェクト」を立ち上げました。その後、次第に里親支援や子育て支援などにも事業内容が広がっていきました。親のいない子、親が帰ってこない小さな子のたわいのない話を聞いてあげる人の存在が、子どもの心の安定につながったり、また希望にもなってくるのではないでしょうか。里親制度はそんな親の代わりになっての「おや」という事が出来るのでしょうね。

子の苦労を支える

司会　それから現在に至るまで、子ども達の置かれている状態が変わってきました。家庭崩壊、家庭内暴力の増加、虐待の増加など子どもたちにとっては辛い、生きずらい社会の到来になってきたようですが・・・

高橋さん　それは一方の見方として「親を求めている子、必要としている子」の存在が増加していることです。子どもたちも苦労をしています。ですから特別養子縁組も里親も射程に入れ、その支援と拡充に力を注がなくてはならないと思うのです。子どもの苦労を支えられるように支援しなければなりませんね。

虐待対応は出産前から

司会　最近は虐待事件が多発して、幼い子の命まで奪われているのですが、「虐待対応」にはどのように対処されていますか？

高橋さん　虐待対応は民間でできる部分が限られるのですが、虐待死の半分が０歳児なので、出産前からの支援が重要と考えています。今年度は妊娠 SOS 相談窓口の立ち上げや、拡充に助成を行いました。そして出産後は親子分離を予防するための支援、ショートステイなどを活用し、親の支援に入ったり、親も子も支援していくことが大事です。「妊娠から出産後も」途切れることなく支援することが大切だと考えています。出産後のケアも長期にわたって支える体制もとらなければならないよう、近頃はよく言われていますね。

司会　ＦＨの中にもショートステイ登録などをしているところもあります。またシェルターの役割をしているＦＨも見られます。

高橋さん　子どもの「安心・安全」が図られることが第一です。そのためにやはり里親やＦＨの役割が再認されています。厚労省も「家庭養育の原則」を掲げています。世界もその流れです。

家庭が大切

司会　これからの財団さんの活動は？

高橋さん　里親さんになってもらう普及啓発に力を入れていきたいと考えています。まだまだ里親さんは不足しています。社会も施設養育から家庭養育に大きく舵を変えたのですし、私たちもこの制度の重要性を認識していますので、できる限り支援の輪を広げていきたいと思っています。ペアレントトレーニングなどの実親子の子育ての支援も拡充していきたいです。
「家庭が大切」このことを応援します。

北川会長　私たちが子どもたちを養育するにあたって、最近ではケアニーズの高い子どもたちを預かるケースが増えてきています。生活の環境に適応的な子の場合は 5～6 人でも負担も少ないのですが、1～2 人ケアニーズの高い子が入りますと、小人数での養育が必要になってきます。４人での養育となってくると、今度は運営が困難になってきます。次年度の厚労省の「概算要求」の中で社会的養護の制度がかなり充実してくる内容が盛り込まれています。そんなことも日本財団さんの活動のたまものであると思っています。これからもファミリーホーム・里親の拡充に向けてお力をお貸しください。

高橋さん　これから、里親さんのフォスタリング機関になっていく団体の「立ち上げ支援」をしていきます。特に里親リクルート時の資金が不足しています。財団の取り組みとして、今年の 10 月からの里親月間では全国展開としてＳＮＳを活用する計画です。また、日本財団ジャーナルというウェブ記事で里親登録するまでをストーリー形式で分かりやすく紹介しています。

意欲的なＦＨ

司会　最後に、ファミリーホームの印象や、やってほしいことがありましたら？

高橋さん　しっかりした人が多い。地域の子育てもしたいという人が多い、「意欲的な人が多い」という印象です。施設を出た子とか虐待を受けた子の「最後の砦」ですね。

福田さん　家庭養護への追い風が吹いている状況だと思います。これまでのことを信じて、これからも活動を続けていってほしいです。

桂さん　夢の奨学金では、児童養護施設や里親など社会的養護の経験者を年間で 50 人ほど支援しています。自立への困難や悩みを抱えている子が多いのですが、独り立ちしてもやっていけるように精神面での応援をこれからもお願いできればありがたいです。

司会　本日はご多忙中貴重なお時間を頂きありがとうございました。日本財団さんの活動が私たちの励みになっています。以後もバックアップをよろしくお願いします。

北川会長　まだ若いFHですが、私たちは、子どもたちの安心と安全のために毎日努力を重ねています。これからもご指導をお願いします。

＊左から宮本副会長・桂さん・北川会長・高橋さん・福田さん・北川監事（日本財団にて）

日本財団の紹介

家庭養育を民間で最も中心になり推進しています。

日本財団は「子どもの家庭養育推進官民協議会」（レターにも何回か掲載、以下官民協議会とします。）という団体の事務局ということで、官と民の情報の集積地という立場です。
さまざまな情報のまとめ、資料作りをしていて、官と民のまとめ役という重責を担っています。

また、諸政策では厚労省（大臣を含んで）とも折衝でき、これまでの「家庭養育」充実と推進の大きな力になってきています。そして家庭養育の必要性を研究している学者の皆さんの海外研修への補助なども行い、海外の家庭養育の制度を日本に紹介したり、日本に活用する研究に資したりする事業も展開しています。

これからもファミリーホームとともに家庭養育を推進していくエンジンとなっていきます。

なお、日本ファミリーホーム協議会もこの「官民協議会」に参加しています。

諸会議や要望事項を事前に打ち合わせたり、協力関係を築いています。

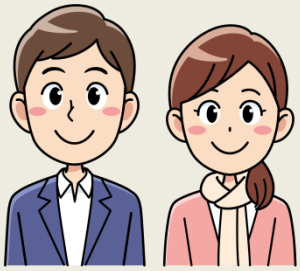

これまでの日本財団さんからのご支援（主にＦＨや里親会に向けて）

- ＦＨアドバンス研修　・ＦＨ専門研修　・ＦＨ全国研究大会
- 施設（ソーシャルスキルトレーニング）　・家庭養護の普及啓発
- 里親啓発事業「養育の質向上事業」　・里親家庭の実子への支援
- 里親会里親だより発行、配布　など多数

自治体ごとに大きなずれ
家庭養育の目標は遠のいていく？

里親委託目標値は、国と大きな相違が

「都道府県社会的養育推進計画」締め切る！

すでに厚労省の**「里親委託率」**向上の目標値はニュースレターでもお知らせしましたが、厚労省は 2017 年に、

- 3 歳未満は 2024 年度までに 75%
- 未就学時全体で 2026 年度までに 75%
- 学童期以降は 2029 年度までに 50%

と示し、この目標を念頭に各都道府県に推進計画を策定するように求めました。この数値目標は「新しい社会的養育ビジョン」に基づいています。そしてこの目標について、本格的に家庭養育が実施されると期待する一方、児童養護施設や児相からは「現実と乖離している」と反発する声も相次いだことはご存知かと思います。

その経過から厚労省は、2018 年に数値目標は自治体に強制せず、「地域の実情を踏まえ」「上記目標を念頭に置き」と改め通知し、計画の策定を令和２年３月に締め切りました。その結果の中から、FH や里親に関する部分を取り上げて表にしました。

＊次ページ参照

都道府県社会的養育推進計画の策定状況（委託率）

都道府県	H30			5年後（R6年）			7年後（R8）			10年後（R11）			FH目標値（数）	里親目標値（登録数）
	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降		
北海道・札幌	32，7			目標値なし	現状から増加		なし			率記載なし			記載なし	記載なし
青森県	22，6	53，6	26，0	38.5	47.6	36.7	記載なし			60.9	62.2	47.9	6年10、11年12	6年140、11年170
岩手県	記載なし			34.8	38.8	36.1	42.8	44.3	40.3	54.8	62.6	46.6	記載なし	記載なし
宮城県	40，2			51，4			55，4			51.9	63.2	62.2	11年6	6年241,11年299
秋田県	12，2			26，0			記載なし			40，0			記載なし	6年170,11年245
山形県	40	42.3	15.9	57.5	58.7	23.8	記載なし			75	75	31.7	記載なし	6年48、11年60
福島県	63.9	40.3	17.8	75	記載なし		75	75	—	75	75	30	記載なし	増加を目指す
茨城県	16，8			70	54	26.6	記載なし			71.4	69.8	60.7	記載なし	6年405、11年662
栃木県	12.3	11	22.5	53.1	記載なし			54.4		記載なし		41	6年5　11年6	6年341　11年509
群馬県	17，3			34	46	37	38	67	42	40	75	50	記載なし	記載なし
埼玉県・さいたま市	22，1			36	39	30	記載なし			記載なし			記載なし	記載なし
千葉県	30.5	37.3	25.2	57	42.9	29.5	記載なし			75.4	50.5	32.5	6年20　11年25	6年600　11年700
東京都	12.8	22.9	13.3	14.1	30.1	19.3	28.7	38.2	25.1	50.5	50.5	33.6	合算6年1363、8年1800、11年2622	
神奈川県	19.5	40.8	10.8	34.2	59.2	13.8	記載なし			75	75	24.8	記載なし	6年280　11年360
新潟県・新潟市	44，8			53	70	53	記載なし			61	77	57	記載なし	6年315　11年327
富山県	30.8	4.3	20.2	46	35	27	記載なし			66.7	66.7	33.3	合算6年30、11年40	
石川県・金沢市	23	23	16	40	40	26	記載なし			60		35	記載なし	記載なし
福井県	8	24	16	33	33	20	記載なし			66	66	36	増加を目指す	増加を目指す
山梨県	40.7		27.1	57.7		36.6	記載なし			75		50以上	6年6　、11年7	6年212　11年295
長野県	16.1			40.7	36.4	19.7	記載なし			75	67.7	36.5	記載なし	増加
静岡県	25	22	25	45	40	36	記載なし			66	58	46	記載なし	11年400
愛知県	15.9			28.5	25.9	17.2	記載なし			49.4	45.7	30.1	増加を目指す	増加を目指す
三重県	36.5	43.5	24.7	48.4	48.8	32.3	記載なし			60	60	40	12か所（1か所3.5人で）	養育里親400組
滋賀県	28.6	26	36.7	52.2	46.2	48.2	記載なし			73.9	65.4	60.2	記載なし	記載なし
京都府	9.5		16.6	25		25	記載なし			40		33	記載なし	記載なし
大阪府	11.6			47	28	24	記載なし			64	44	38	6，11年委託児童36人	6年198　11年270
鳥取県	27.8			40			記載なし			60			6年4　11年6	6年117　11年142
和歌山県	8.3	19	18.8	32	32.7	30.5	記載なし			55.6	46.4	42.1	6，11年委託数36人	6年198　11年270
兵庫県	19.2			37.5	32.5	34.2	44.2	37.9	39.4	55.8	46.8	47.1	合算委託223	

奈良県	17.4			27	20	26	記載なし			47	42	31	記載なし	6年70　11年100
島根県	20	―	26	36	―	36	41	―	36	50以上	―	40以上	6，11年3	6年50　11年59
岡山県・岡山市	38	31	20	75	62	35	75	75	41	75	75	50	記載なし	記載なし
広島県・広島市	11.5	15	16.9	29	30.8	30.8	記載なし			43.5	44	42.4	6年7	6年310
山口県	20.4			33.3			記載なし			45			6年9　11年12	6年206　11年220
徳島県	20.7	10.8	12.1	60	42.4	27.6	60	55	33.7	60	55	43	記載なし	6年144　11年191
香川県	29.2	34.8	23.6	51.7	39.8	30.6	40.5			70	70	40	6年4　11年6	6年87　11年112
愛媛県	18	20.3	16.9	48	50.8	25.4	56	60.7	28.5	72	77	33.3	記載なし	記載なし
高知県	20	31.8	16.9	40	40	35	記載なし			65	60	50	6年183　11年287で合算	
福岡県	9.9	16.2	23.2	52.4	46.9	30.2	60.7	60.4	36.3	60.7	60.4	41.9	6年10	記載なし
佐賀県	31	50	28.1	53.6	69	40.2	63	75	43.3	76.9	81.5	48	記載なし	6年252　8年292　11年357
長崎県	30.7	13.5	18	61.8	28.8	27.9	75	37.4	34.9	75	50.9	40.2	6年9　11年13	
熊本県・熊本市	―	―	―	45.4	34.4	23.4	55.9	44.2	26.2	69.8	58.7	30.3	記載なし	6年378　8年435　11年511
大分県	51.5	44.3	28.9	75	50	31	記載なし			75	50～75	35～50	6年18　11年25	6年230　11年280
宮崎県	13.4			36	30	25	記載なし			54	44	35	6年3　11年6	6年187　11年227
鹿児島県	12.1	10.1	18.8	39.7	40.2	26.2	29.7	56.5	30	38.6	58.2	37.4	6年6　11年7	6年293　11年386
沖縄県	34.7			37			記載なし			40			記載なし	記載なし
仙台市	27.7			38.9	44.2	37.5	46.4	52.9	40.2	57.6	65	44.2	記載なし	記載なし
千葉市	16.7	53.8	27.3	65.6	57.7	39.6	記載なし			73.7	74.1	50	6，11年8	6年140　11年150
横浜市	18.8	20.2	13.3	33.1	39.7	24.8	38.7	43	27.4	45.3	46.9	31.4	6年7　11年8	6年268　11年324
川崎市	29	19	23	75	72	27	76	76	37	76	76	50	記載なし	6年237　8年269　11年320
相模原市	15.9			75	57	29	75	75	36	75	76	50	6年5　8年、11年6	6年97　8年106　11年126
静岡市	44	60	48	53	62	50	記載なし			64	58	52	記載なし	今後107
浜松市	50	28	24	56	44	37	記載なし			67	59	49	記載なし	今後155
名古屋市	21	19	12.2	45	25	20	記載なし			70	30	30	記載なし	記載なし
京都市	13.1			75	55.8	35.9	75	75	42.7	75	75	50	記載なし	記載なし
大阪市	9.7	13.9	19	25.5	29.1	26.9	記載なし			41	42.9	33.9	6年23　11年28	6年263　11年372
堺市	37.8	15.6	7.6	31.4	25	20.9	記載なし			46	37.3	32.2	6年3　11年5	6年122　11年172
神戸市	11.5			38		20.7	記載なし			58.3		30.9	記載なし	6年211
明石市	記載なし			57.1	50	30.3	記載なし			100	100	62.1	記載なし	6年75　11年105
北九州市	14.3	11.9	21.1	38.6	40.3	26.2	42.2	42.9	28.9	48.9	47	32.1	記載なし	記載なし
福岡市	53.8	63.5	44.7	77.1	76.2	58.5	75.8	76.9	58.5	76.7	75	58.8	6、11年14	6年403　11年390
横須賀市	23.1			33			記載なし			45			6年3　11年5	6年44　11年58

第１回運営会議の報告

令和２年 10 月１日（木）zoom で運営会議が開かれました。

①厚労省への「要望書提出」の件（前出）

②児童養護施設体制強化事業≪拡充≫の件（前出）―　FH の負担軽減

③各委員会からの報告

- 研修委員会　アドバンス研修を zoomで行います。（iPad の活用）
  「地域との連携・支援に」「愛着障がい」についての２テーマ（ニュースレター４５号に掲載）
  年末か年明けにＦＨでコロナが発生した場合のメンタル面の支援の研修(予定)
- 事業調査委員会　各ＦＨでは障害児が増加している（施設で見られない子がＦＨへの傾向)。
  また短大、専門学校に通う子も増加。17 歳の児童が最も多く在籍。
- 「社会的養護とファミリーホーム」令和３年３月の発行を目標。ＦＨマニュアルを作成する。
- 定款　運営規定の変更は、総会に向けて提案する。
- ＦＨの在り方検討委員会
  ア）子どもの養育　　イ）４人での運営（５～６人での手当増）
  ウ）地域の子育て拠点としての役割　　などがあることを確認

- 官民協議会
  ９月 29 日（火）「要請書」（骨子　家庭養育のより一層の推進を）
  カードを作成し、子供の声を聴いていく。（１０月末ぐらいに制作）
- 全国退所児童支援事業連絡会（全社協）
  退所前支援　退所後支援を行う。（自立を迎える子の意欲・関心を高めるために）
- 全国児童家庭支援センター　協定書の締結（８月）　令和３年９月、大分県で研修会開催
- 日本子ども支援協会　　各ブロックごとの zoom研修の費用の助成
  神戸、埼玉、名古屋地区で「IKEA」（家具販売）から家具等の寄付
- 「全国研究大会」21 年度の開催は危ぶまれる。開催方法を役員会と研修委員会で検討する。
  22 年度は「愛知県」で開催予定。
- 「超党派議員連盟」　７月東京蒲田での３歳児の死亡例を奥山先生が報告

・役員選出規定検討委員会より―選出規定を作成

令和３年度は役員、理事の改選が行われます。検討委員会では、各ブロックから本部理事（役員)、ブロック理事を各ブロックで選任し、選任された理事による役員の決定を行うという方式です。各ブロックは、理事さんの変更がある場合は早めに決めてください。(例年は５月に総会を開催し、その時に本部理事、ブロック理事の承認が行われます。)

日本ファミリーホーム協議会役員選出方法（案）

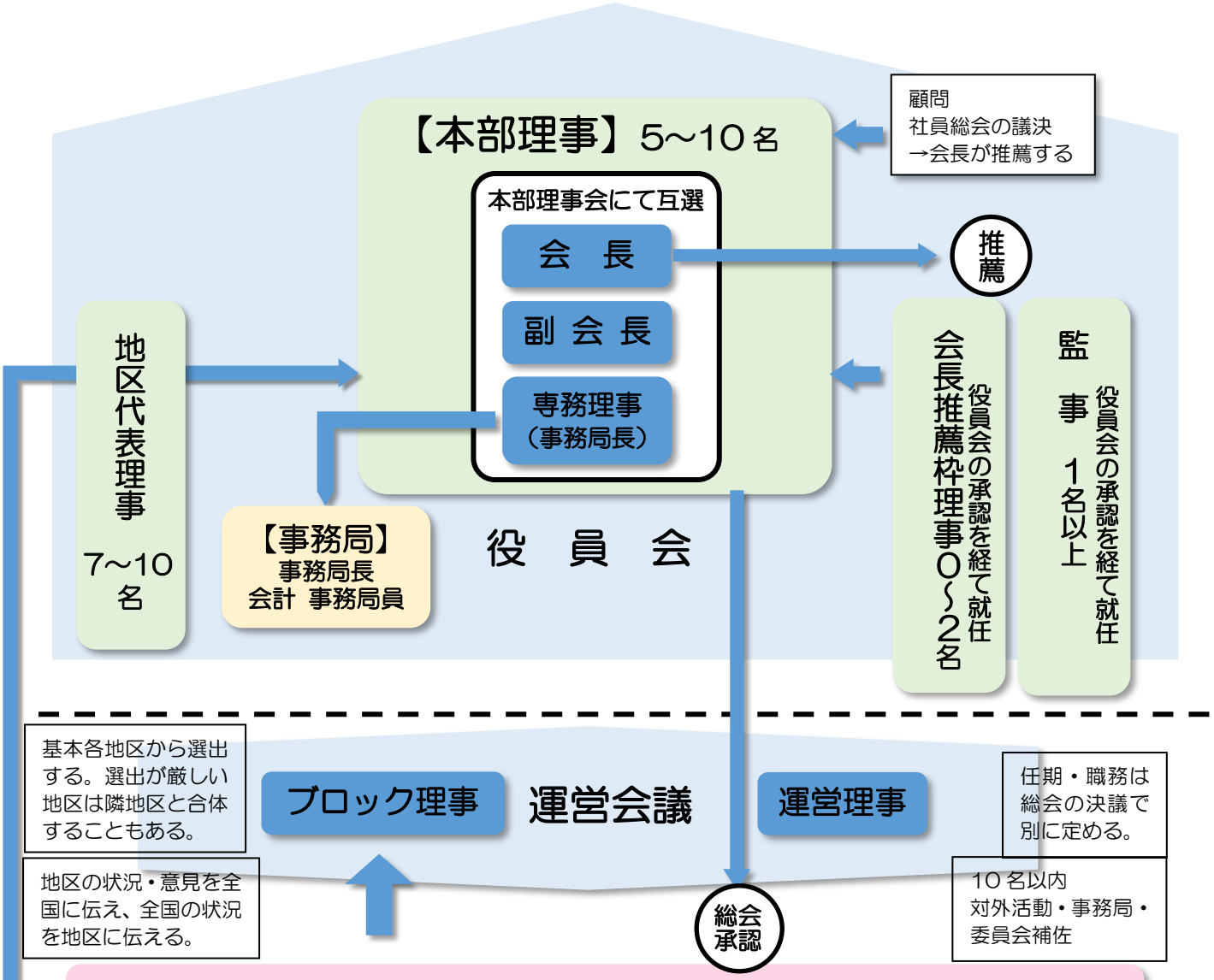

基本各地区から選出する。選出が厳しい地区は隣地区と合体することもある。

地区の状況・意見を全国に伝え、全国の状況を地区に伝える。

ブロック理事　運営会議　運営理事

任期・職務は総会の決議で別に定める。

10名以内
対外活動・事務局・委員会補佐

総会承認

【総　会】ブロック理事の任命　本部理事の承認

各ブロックからブロック理事と本部理事の推薦

	B 沖縄	B 九州	B 中国 四国	B 近畿	B 北陸 東海 静岡	B 甲信越 関東	B 東北	B 北海道
本部理事	1～2		1	2	1	2	1	1
ブロック理事	2	2	2	2	2	2	2	2

行政説明会が Zoom で開催されます。

例年は、運営会議（11 月）の場や全国研究大会で行われますが、今年はコロナ禍で会議が持てずにいました。そこで「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課　行政説明」として、Zoomで行うことになりました。今回は、会員全員が視聴できるようになります。
日程が近づきましたら、行政説明の Zoomミーティング ID とパスコードをお知らせします！

日時　：　令和２年 11 月 18 日（水）10 時 30 分～12 時
１０：３０～１０：３５　　北川会長挨拶
１０：３５～１０：４０　　中野家庭福祉課長挨拶
１０：４０～１２：００　　行政説明（河野専門官）
その後 20 分間　　質問コーナー

注）質問は双方向ではないので、その場では受け付けられません。前もって、質問や意見を伺い、それを厚労省側に伝え、答えられるところは質問コーナーで答えていただきます。多数の質問・意見をいただいた場合、時間の都合上、事務局で取り纏め、厚労省へお伝えいたしますので、ご了承下さい。会員の皆様から質問や意見などがありましたら、下記事務局まで、メールで伝えてください。締め切りは　11 月 10 日（火）まで

事務局（小松）　ＰＣメール　wanzuhausu@yahoo.co.jp

〇事務局より

会員の皆様には、メールアドレスの登録をお願いしております。「登録したのにニュースレターが届かない。」とか、「何もメール連絡が無い。」というファミリーホームの方は、登録時の手書きのメールアドレスが間違っていた。とか、携帯のメールアドレスを登録した。等の原因が考えられます。お手数ですが、今一度、事務局宛てに、パソコンのメールアドレス登録をお願いいたします。ニュースレターや資料等を添付して、事務局より皆様にメール配信しておりますので、携帯電話のメールアドレスでは届いていないかと思います。なお、現状で、事務局よりニュースレターが届いているホームは、何もお手続きは必要ありません。

また、日本ファミリーホーム協議会の LINE アカウントを作成しましたので、下記 QR コードを読み取って、友だち追加して下さい！様々な情報を発信していきます！

「お問い合わせ先」
一般社団法人日本ファミリーホーム協議会事務局　小松まで
TEL：078-219-8577　E-mail：wanzuhausu@yahoo.co.jp